

1 手帳制度

1 身体障害者手帳の交付を受けるには

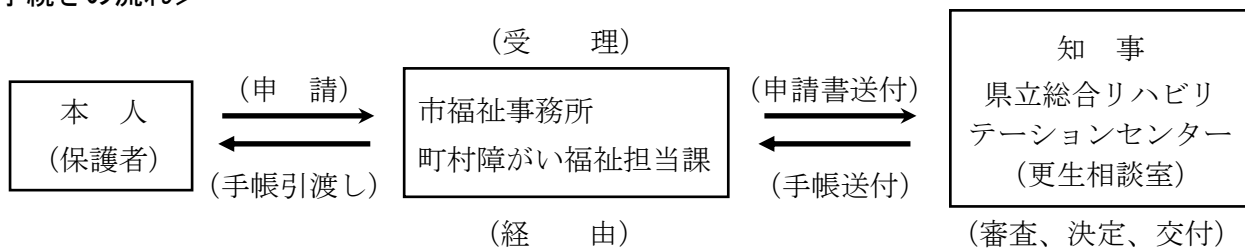


身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。身体障害者福祉法によるサービス以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）等の交通機関の割引制度があります。

障がいの程度によって、1級～6級までに区分されます。

<p>交付対象者</p>	<p>次の身体上の障がいがある方（いずれも一定以上で永続することが要件となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい ・聴覚障がい ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい） ・平衡機能障がい ・心臓機能障がい ・じん臓機能障がい ・呼吸器機能障がい ・ぼうこう又は直腸機能の障がい ・小腸機能障がい ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい ・肝臓機能障がい
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳交付申請書 ・指定医師による診断書・意見書 ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽）
<p>窓口</p>	<p>市福祉事務所、町村障がい福祉担当課</p>

<手続きの流れ>



<身体障害者障害程度等級表一覧>

は、第1種身体障害者の範囲
 は、第2種身体障害者の範囲

級別	視覚障害	聴覚障害
1級	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの	
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢	下 肢
1 級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2 級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	
3 級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの
		②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
4 級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
		①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
5 級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6 級	①上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

級別	肢 体 不 自 由		
	体幹機能	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	
		上肢機能	移動機能
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	平衡機能 障 害	音声機能・言語機能・そしゃく機能の 障害	心 臓 機 能 障 害	じ ん 臓 機 能 障 害
1 級			心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級				
3 級	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	平衡機能の著しい障害			
6 級				

級別	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級					
6級					

2 療育手帳の交付を受けるには

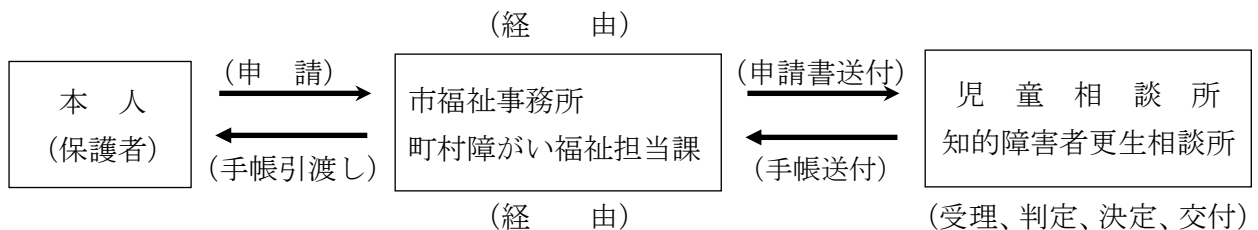
療育手帳は、知的障がいがある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）等の交通機関の割引制度があります。

障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2に区分されます。

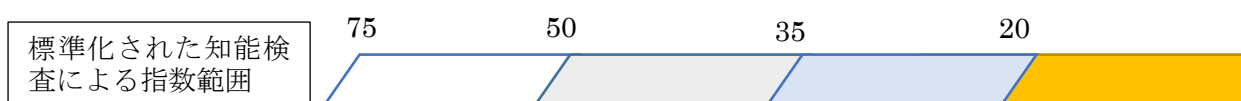
交付対象者	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳交付申請書 ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽）
窓口	児童相談所、知的障害者更生相談所、市福祉事務所、町村障がい福祉担当課

【手続きの流れ】



【障害の程度の区分表】

区分		知的障害			
		軽 度	中 度	重 度	最 重 度
身体障害者	1～3 級	B2	A2	A1	A1 障害児福祉 手当該当程度
	4～6 級		B1		
	なし				



※ 程度決定については、知能指数と日常生活の自立度を加味して総合的に判定する。

「標準化された知能検査による指数範囲」欄の数と傾斜は「おおむね」の意味をもつ。

3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

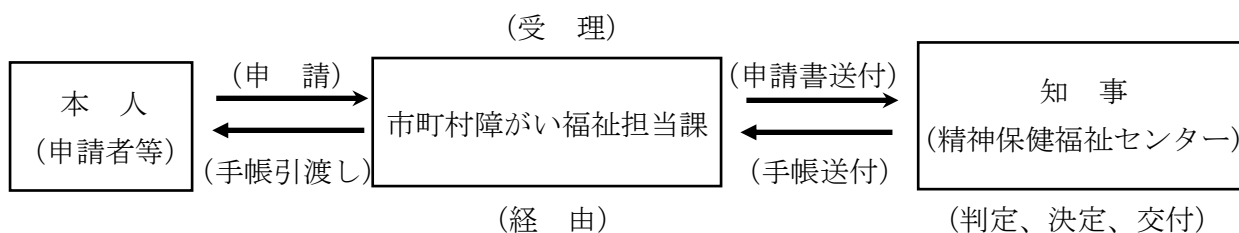
精

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある方が様々な福祉的施策を利用するために必要な手帳です。

障がいの程度によって、1級、2級、3級に区分されます。

交付対象者	精神疾患（知的障がいのみ該当する場合を除く）を有しているために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳申請書 ・ 医師の診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等 ・ 写真（縦4cm×横3cm、正面原則脱帽）
窓口	市町村障がい福祉担当課

<手続きの流れ>



<精神障害者保健福祉手帳障害等級表>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神病神経症状が高度のもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔 保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会活動に参加できない。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
2級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
3級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいええず不安定である。 6 身の安全の保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

4 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度



公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

＜利用証の種類・利用できる駐車場＞

利用証は、申請者の状況に応じて、車いす使用者用の利用証または車いす使用者以外の利用証のいずれかを交付します。利用証は、この制度に賛同する協力施設の、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。

	利用証	優先駐車区画	案内板
車いす使用者		既存の車いすマークの駐車区画 	
車いす使用者以外 (障がい者等優先駐車区画)		既存の出入口付近の通常区画 	

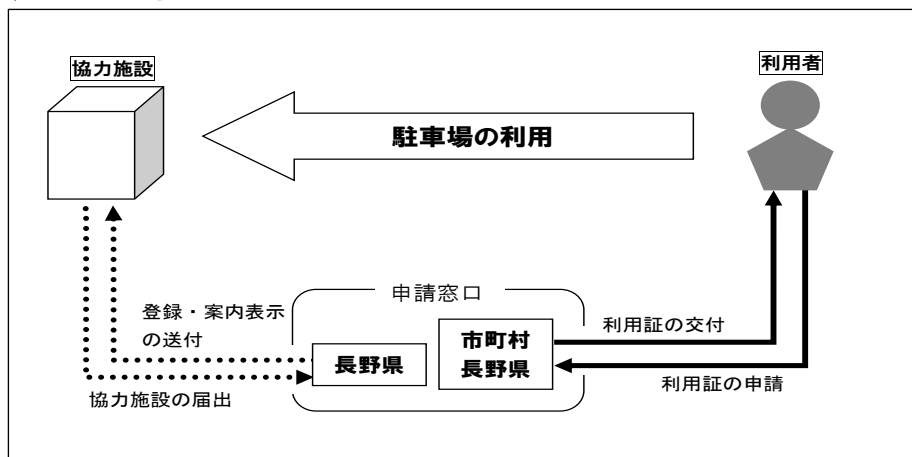
＜申請方法＞

	持ち物	窓口
窓口での申請 ※原則、即時交付	<ul style="list-style-type: none"> 障がい等の状況がわかる書類（身体障害者手帳等） 代理人が申請する場合は、本人確認のため、身分証を持参してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、 県内 10 カ所の保健福祉事務所
郵送による申請 ※1～2週間程度で交付	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書（長野県ホームページからダウンロード） 障がい等の状況がわかる書類の写し（身体障害者手帳等の写し） 返信用の 140 円切手（利用証を郵送するための返信用切手を同封してください。） 	県庁地域福祉課 （連絡先は次ページ参照）

<利用証の交付対象者・有効期間>

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	有効期間	
身体障がい	視覚	○	○	○	○			発行日から5年以内	
	聴覚	○	○	○					
	ろうあ	○	○	○					
	平衡	○	○	○	○	○			
	上肢	○	○						
	下肢	○	○	○	○	○	○		
	体幹	○	○	○	○	○			
	脳原性	上肢機能	○	○					
		移動機能	○	○	○	○	○		○
	内部	○	○	○	○				
知的障がい	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者								
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳が1級の者								
発達障がい	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者								
難病	特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者								
高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者							発行日から2年以内	
妊産婦	母子健康手帳を取得した者							母子健康手帳の取得から出産後2年の間	
その他けが人 または病気等	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者							医師の診断書等による必要期間以内 (最長で発行の日から1年以内)	

<利用までの流れ>



お問い合わせ先	県庁地域福祉課 電話：026-232-0053 FAX：026-235-7172 E-mail：parking-p@pref.nagano.lg.jp
---------	--